

# Entwicklungen im Westeuropaeischen Staatsangehoerigkeit 4. (Japanse vertaling door Prof. Yamauchi)

## Citation for published version (APA):

de Groot, G-R. (1985). *Entwicklungen im Westeuropaeischen Staatsangehoerigkeit 4.* (Japanse vertaling door Prof. Yamauchi). *Japans tijdschrift voor de Burgerlijke Stand*, (331), 36-43.

## Document status and date:

Published: 01/01/1985

## Document Version:

Publisher's PDF, also known as Version of record

## Please check the document version of this publication:

- A submitted manuscript is the version of the article upon submission and before peer-review. There can be important differences between the submitted version and the official published version of record. People interested in the research are advised to contact the author for the final version of the publication, or visit the DOI to the publisher's website.
- The final author version and the galley proof are versions of the publication after peer review.
- The final published version features the final layout of the paper including the volume, issue and page numbers.

[Link to publication](#)

## General rights

Copyright and moral rights for the publications made accessible in the public portal are retained by the authors and/or other copyright owners and it is a condition of accessing publications that users recognise and abide by the legal requirements associated with these rights.

- Users may download and print one copy of any publication from the public portal for the purpose of private study or research.
- You may not further distribute the material or use it for any profit-making activity or commercial gain
- You may freely distribute the URL identifying the publication in the public portal.

If the publication is distributed under the terms of Article 25fa of the Dutch Copyright Act, indicated by the "Taverne" license above, please follow below link for the End User Agreement:

[www.umlib.nl/taverne-license](http://www.umlib.nl/taverne-license)

## Take down policy

If you believe that this document breaches copyright please contact us at:

[repository@maastrichtuniversity.nl](mailto:repository@maastrichtuniversity.nl)

providing details and we will investigate your claim.

# 西ヨーロッパにおける国籍法の展開 (4・完)

ジェラルド・ルネ・グロート  
Gerard - René de Groot  
(オランダ王立リッデルン大学法学部教授)

山内 惟介・訳  
(中央大学法学部教授)

## 3 長期間の国外滞在

オランダ人が成年に達してのち、一〇年間継続して、オランダ国外の、その者が生まれておろかつその国籍を同様に有する国で生活しているときは、この者はオランダ国籍を失う。これに関しては、ひとつの例外が設けられている。それは、オランダと雇用関係を有する者についてのみである。

ベルギー法(第二二条第一項第六号)もこれに相当する規定を知っているが、しかし、その規定は、個々の点ではオランダ法とは異なっている。すなわち、外国で生まれたベルギー人がベルギー国籍を失うのは、この者がなおいづれか他の国籍をも有し、かつ一八歳に達して以降一〇年間継続して国外で生活している場合である。この場合にもひとつの例外が認められている。それは、ベルギー政府、ベルギーの組合もしくは社団の職務、またはベルギー政府のあつ旋により国外で働いている者についてである。こ

の者は、自己のベルギー国籍を失う前に、ベルギー国籍を留保しようとする旨を宣言することができる。この者がかかる宣言を行っているときは、(その時点から)一〇年という新たな期間が開始する。

これに類似した喪失事由を知っているのは、フランスである。すなわち、生来国籍としてフランス国籍を有する当事者が、それでいてフランス国民の身分を持つておらず、しかもその常居所をフランスに一度も持つていなかったという場合には、この者がフランス国籍を失っていたという点を裁判所の判決を通して確認することができるのである。このような判決を言い渡すことができるのは、その者がフランス国籍を引き出している祖先自身もまた少なくとも半世紀前からフランス人の身分を持つていないかまたはその住所をフランスに持つていなかった場合のみに限られている。

その他の諸国は、国外での滞在を理由とする国籍の喪失を知ら

一 はじめに

二 一九世紀初頭以降の西ヨーロッパにおける国籍法の展開

(以上三二八号)

三 出生による国籍取得

1 血統主義——嫡出子

2 捨て子

3 血統主義——非嫡出子

4 準正

5 養子縁組

6 生地主義

7 小結 (以上三二九号)

四 選択または帰化による国籍取得

1 外国人配偶者の地位

2 小結

五 国籍喪失事由

1 外国国籍の任意取得

2 放棄 (以上三三〇号)

3 長期間の国外滞在

4 帰化の取消し

5 外国の公務への就任

6 兵役義務

7 小結

六 むすび (以上本号)

ない。

## 4 帰化の取消し

ある者について、一度なされた帰化をオランダ法上取り消すことができるのは、すでに帰化が行われたのちにおいて、この者がその生来の国籍を離脱するためになし得るすべてのことを行つていなかった場合である (第一五条の d)。

オーストリア法もこれに相当する規定を知っている。すなわち、ある者がその帰化後二年を経ているのに、いままお帰化前に有していた国籍を保持している場合には、オーストリア国籍を剝奪することができるのである (第三四条ないし第三六条)。

ベルギーでも、一度行われた帰化を剝奪することができる。ベルギー国籍法第二三条は、このことをなおいくらか広く表現している。それによれば、ベルギー人であつて、自己の国籍を、その出生日にベルギー国に属していた父母のいずれか一方から引き出している者が、ベルギー人としてのその義務をまったく果たしていないときは、この者の国籍を取り消すことができる。その場合、国籍の喪失は、検察官の申し立てにより、裁判所の判決を通して言い渡される。

フランス法上、帰化の取消事由とされているのは、国家の安寧に対する犯罪、憲法に対する不法行為、軍務の不履行、いずれか他の外国のためにする行為で、フランスを危うくするもの、または少なくとも五年の禁錮刑の言渡し、これらである。帰化の取消

しを行うことができるのは、帰化後一〇年以内とされている（第九八条、第九九条）。

ドイツ国籍は取り消されることができない。ドイツ基本法第一六条第一項は国籍の剥奪を明らかに禁止している。イギリスでも帰化を取り消す可能性は見出されていない。

最後になお指摘されるのは、イタリアの場合である。この国も、自国民が国外である行為を行っており、しかもその行為がイタリアの公序を乱し、イタリアの利益に損害を加えることを意図したものであるかまたはイタリアの良き名称および名声を侵害する可能性がある場合について、イタリア国籍の喪失を知っている（一九二六年一月三十一日の法律）。むろん、この喪失事由は帰化者に限定されているわけではない。しかしこの喪失規定の背景には類似性がある。

## 5 外国の公務への就任

ほとんどすべての国籍立法は、当初から、このような国籍喪失事由を知っている。外国の公務または軍務に就くことは、自国に対する背信行為とみなされ、そこから国籍の喪失という結果が引き出されるのである。

現在では、とくにフランスがまだこの喪失事由を知っている。

この喪失事由にあたる場合でも、もちろん自動的に、フランス国籍を喪失するわけではない。この喪失は、外国の公務をやめるよう勸告がなされてから二ないし八週間後に命令 (Décret) によつ

て行われる（第九七条）。イタリアもこれに相当する規定を知っている（第八条第三号）。

これに対して、オーストリア法は外国の国務と軍務とを区別する。任意に外国の軍務に就いている者は、オーストリア国籍を自動的に失う（第三二条）。他方、外国の国務に就いている場合には、自動的な喪失は生じない。しかしその場合でも、当事者がその行動によりオーストリアの利益または名声を著しく損なっているときは、オーストリア国籍を剥奪することができるのである。

## 6 兵役義務

イタリアは、二重国籍者について兵役義務を導入している唯一の国である。二重国籍者は、成年に達してのち一年以内に、その者が排他的にイタリア国籍またはその他の国籍のいずれを持つとすることを選択しなければならない。その際、外国国籍が選択されているときは、そのことによりイタリア国籍が失われる。

## 7 小結

イギリスとフランスを除いて、右に挙げたすべての国は、外国国籍の任意取得を理由とする自国国籍の喪失を、原則として、知っている。この場合、国籍喪失がつねに生じるのは、オランダにおいてのみである。ベルギーとオーストリアは、兵役義務による留保を知っている。他方、ドイツとイタリアは、自国国籍喪失のために、原則として国外での滞在を要求している。そして最後に、

ドイツとオーストリアは、明示の承諾による旧国籍留保の可能性を知っている。

ここで取り上げたすべての国において、二重国籍者は国籍を放棄することができる。フランスだけは、一般的な放棄規定を知らない。しかしそこでは、多くの場合、放棄が可能である。オランダでは、つねに国籍を放棄することができる。イギリス国籍も、同様に原則として放棄することができるのであって、たとえイギリスが戦時期について留保をしているとしてもこのことに変わりはない。一般的な兵役義務の留保が見出されるのは、ベルギー、ドイツ、そしてオーストリアである。しかし、これらの国でも、長期にわたり国外に住所が置かれている場合には、この留保は脱落する。イタリアは、原則として国外での滞在を要求している。しかし、この国には、例外がある。しかも、イタリア法では、二重国籍者について、放棄規定と「兵役義務」との関係がまだきわめて不明確のままにされている。

オランダとベルギーは、長期の国外滞在を理由とする国籍の喪失を知っている。フランスも、このような長期の国外滞在を理由として自国民から国籍を剝奪する可能性を知っている。その他の国は、この種の喪失事由を知らない。

オランダとオーストリアは、旧国籍の故意の留保を理由として、帰化を取り消すための可能性を知っている。ベルギーとフランスでは、帰化者からその国籍をふたたび剝奪することができるが、その理由は——包括的に表現すれば——新しい国家に対する背信

行為にある。イタリアは、それ以上に、国外からの行為で、イタリアを危うくするようなすべての者についてこの喪失事由を知っている。これに対して、ドイツとイギリスは、国籍の剝奪を知らない。

外国の公務に就いていることは、まだフランス、イタリアおよびオーストリアでは、国籍喪失事由とされている。そして最後に、イタリアだけが、国民についての兵役義務を知っている。つまりこのイタリアの兵役義務が行われていないことが、イタリア国籍の喪失をもたらすのである。

## 六 むすび

国籍法がどのように発展し、なければならぬかをいまこのわずかな「むすび」の中で示すというのは、もちろん心をそそるテーマではある。しかし、そうすることは、不可能である。それは、一国の国籍法がつねにそれぞれの国の特別の必要性を考慮していなければならぬからである。それゆえ、国籍法においては、行き過ぎた一般化をしてはならないであろう。

しかし、著者は、それでもここで、私見によれば、国籍法が一般的にどのように展開されるのかという点の予測を試みておくこととしたい。むろん、こうした予測は、きわめて慎重になされるものであるし、この著者の行う予測に、さまざまな期待が個人的な希望・意見と混じり合っているということは、この著者自身の

認めるところでもある。しかし、それにもかかわらず、このような論述を行おうとするのは、まず第一に、国籍法の将来に関する議論に刺激を与えようとするためにほかならない。

一般的な傾向を言えば、血統主義による国籍付与の枠内では、父系血統と母系血統とは同価値とみなされる。われわれは、そのことを嫡出子について、すでに右に挙げたすべての国の国籍法中に見ている。日本法でも、父方および母方の国籍が取得されている。このように血統主義による国籍の取得を寛大に認めることから、国外で生活している多くの者が原則としてある国の国籍を取得することができるようになる。そのことは、原則的には、好ましいことである。というのは、まさしく血統によって、多くの者は当該国に対する現実の關係を持つこととなるからである。しかし、それにもかかわらず、国外で生活している自国民については、なんらかの方法で、血統主義が打破されなければならないであろう。それは、ある日には国外で生活しておらず、ただ国籍のみを通じてある国と結びつけられており、それ以外にはもはやこの国に対する關係を持っていないような国民の場合である。それは、この場合、国籍が、もはやその機能を失ってしまったているからである。

われわれは、血統主義の連鎖を打破するために、つぎのようないくつかの方法を持っている。

(a) 血統主義による取得を国外での出生に限定する（イギリス、ベルギー）。日本もある程度このことを行っている。と

いうのは、国外における出生の場合、子の日本国籍保持は、出生の日から三か月以内に通知されなければならないからである。

(b) 国外に長期間滞在したことによる国籍喪失（ベルギー、フランス、オランダ）。

(c) 二重国籍者についての兵役義務（日本、イタリア）。

私見によれば、血統主義を採用するすべての国は、それらが国外で生活している多くの国民と長い間にわたって対決しないようにするためには、将来において、これら三つの方法のいずれかを選択しなければならぬかまたはこれらの方法を組み合わせなければならぬという点を確認することができよう。その場合、著者が、私的にではあるが、暫定的に優先させているのは、第一および第二の方法である。第二の方法（長期の滞在による国籍喪失）による場合、その長所は、子が国籍を異にする複数の者から混じり合つてその血統を得ているときに、この者がある国籍を失うか、保持するかについてみずから影響を及ぼすことができるという点にある。著者が、その場合に優先権を与えているのは、この方法のいわばオランダ版である。つまり、オランダ法によれば、当事者が、成年に達してから一〇年間経ていままお、その国籍をこの者が同様を持つていられぬか他の国で生活しているときは、事情によって、オランダ国籍が決定的に失われる。これに対して、ベルギーの方法は、国籍（の保持）を再三再四延長することを可能ならしめている。しかし、それは、私見によれば、適切ではな

い。他方、この方法のフランス版も、裁判所に対して多くの負担を負わせることとなるう。

著者が考えるもうひとつの良い方法は、国籍の付与を、やはり国外で生まれる場合それ自体に限定することである。その場合、父母に対して、それでも宣言によりその子に対して自己の国籍をさらに受け継がせる可能性を与えるのが洗練されたやり方であろう（ベルギーはつねに、そして日本は国籍法および戸籍法の一部を改正する法律の附則第五条および第六条で限定的に、そのようにしているし、イギリスは第一世代についてもそうしている）。

他方、この方法による場合、父母の決断が子にとって最終的なものとなるという意味での脅威が短所となるう。しかし、それでも、ここで挙げておきたいのは、このような子に対して、父母の国籍を求める選択権が与えられているという点である。この選択権は、その者が当該国に定住していることという条件に結びつけることができよう。私見によれば、重要なのは、このように重大な判断をあとからよく考えるための時間を子に対して寛大に与えることである。それゆえ、その選択期間は、成年に達してのちほぼ一〇年を経てはじめて満了させられるべきであろう。

二重国籍者の選択義務については、しかしながら、躊躇を感ぜずにはいられない。このような選択義務は、技術的に上手に作成されていなければならぬ。この例は日本にはあるが、イタリアにはない。一九八三年四月二日のイタリア法における選択義務は、きわめて不明確である。私見によれば、イタリア人にとって

重要なのは、選択義務についての日本版を受け継ぐことであろう。しかし、著者は、それでも日本の選択義務についてもためらいを持たざるを得ない。著者にとって疑問に思われるのは、若い人達が成年に達してのちすぐに、国籍選択義務が持つ巨大な効果を事前に展望することができるといふ点である。著者自身は、おそらくこれら若い人達に対して、このような重大な判断をあとからよく考えるために、もつと多くの時間を喜んで与えることであろう。それゆえ、著者には、むしろ、成年に達してのち一〇年以内に国籍を選択するという義務を設ける方が良いと思われる。日本はともかく、イタリアでは、軍務を伴う諸問題があるために、より短い選択期間が選ばれたということも、もちろん、理解できないわけではない。けれども、そのような問題は、二重国籍者が、その者が住所を有するところで、軍隊に入ることによって解決することができよう。

血統主義を非嫡出子に対して適用することに関しても、ごく簡単に論評しておこう。嫡出子と非嫡出子とをできる限り同一に取り扱うという一般の傾向は、非嫡出子が血統主義によりその父からも国籍を取得するという結果をもたらしている。もちろん、そのためには、父性が裁判により確定されていることが、最小限必要とされている。それゆえ、著者は、ここでは、イギリス、ドイツおよびオーストリアが、長い間にはその立法を変更するであろうことを期待するにとどめたい。

右の諸立法の間に大きな違いのあることが確認されるのは、養

子縁組の国籍法上の効果の領域である。著者は、そこでは、ベルギーの路線が将来において実施されるよう期待したい。それは、養子縁組が国際私法上承認され得るときは、当該養子縁組が国籍法上の効果をも持つという立場である。この路線を実施するためには、しかしながら、それ以前にまず国際養子法がより良く展開していなければならない。オランダも、新しい国籍法を作成する前にまずこれに対応する規定を取り上げなければならない。しかし、この点は、土壇場で、議会の提案により変更されてしまったのである。というのは、現在ではまだ、国際私法上の諸問題が多く発生することが恐れられていたからである。

国籍法における生地主義の要素に関して言えば、こうした要素が将来は増大するであろうという点が期待されよう。国内で生まれた第一世代のための選択権および第二世代によるその自動的取得は、私見によれば、人の国際的流動性の高まりが観察され得るこの時期にあつては、正当なものと判断されよう。とりわけ、第二世代による自動的取得を認めることは、ある国の一定の家族が意識してつねに外国人であり続け、そしてそのようにして国民の諸義務を免れることを防止するためには、重要なものである。

外国人配偶者の国籍法上の地位に関しては、諸国の立法上個々の点で多くの相違があることが知らされている。ここでは、著者は、この点でとくにドイツ連邦共和国がその立法を緩和するに違いないということを期待したい。すなわち、そこでは、婚姻および当該国での滞在がともに簡易帰化を正当とする点を、いま事実

として確認することが重要なのである。このことから明らかにされているが、帰化のためには、婚姻がもつばら国外で生じている場合、婚姻が（一部分）国内で生じている場合よりもずっと長い婚姻期間が要求されている。イタリア、日本およびオーストリアの規定は、その限りでは良い手本を成している。イギリスの規定からもわれわれは、配偶者が当該国の職務に就いて生活しているときは、国外での滞在が国内での滞在と同列に置かれなければならないという点を学ぶことができよう。オランダは、オランダ人と婚姻外で継続的な関係を持つている外国人のための優遇措置をも知っている。著者は、このような傾向が——徐々にはあれ——実施されることを期待したい。それは、そのことが婚姻外的生活共同体の漸進的な解放にあたるからである。

ついでには、国籍喪失事由についてである。ここでは、外国国籍が任意に取得される場合、その住所が国内にあるときでも、旧国籍が失われることが期待されている。このことは、ストラスプールの協定のとる解決策に対応する。しかし、ここで考えられ得るのは、たとえばヨーロッパ共同体内では、その他の加盟国に対する関係でひとつの例外が設けられるという点であり、そして、しだいにひとつのヨーロッパ国籍へと向かう途上にあることが示されるほどに、加盟国間で、二重国籍が生じ得るといふ点なのである。私見によれば、将来は、住所が国内にある場合でも、ふたたびストラスプールの協定と一致して、国籍の放棄が可能となる。外国国籍を取得する場合も、放棄する場合も、著者は、将来については、兵役義務の留保を期待してはいない。ストラスプールの協定



もこのことを知らないのである。

長期の国外滞在を理由とする国籍の喪失については、すでに述べたとおりである。著者は、そのことを、当該国に対してはや現実の關係を持たない者が国籍を有することを防止するためのひとつの方法だと考える。もうひとつ別の可能性は、二重国籍者のための選択義務である。

若干の国は、帰化を取り消す可能性を知っている。しかし、これについては、著者は大きな疑念を持っている。それは、このような規定の存在を通して、第二階級 (Zweite Klasse) の市民という範疇が設けられる危険性があるからである。それゆえ、ベルギーおよびフランスの規定は、疑わしいものと思われる。日本も、このような帰化の取消しの可能性を知っている。すなわち、それは、帰化が詐欺または悪意でもたらされている場合である。確かに、このような取消事由は現実的なものであろう。しかし、驚かされるのは、そのことが、右に挙げられたその他の国籍立法では、明示的に規定されていないという点である。この日本の規定は、私見によれば、取消しの可能性を五年に限っていることによつて、模範的なものとなっている。それは、このことが、法的安定性のために、都合のよいことだからである。

外国の軍務または公務への就任、および国外で祖国に対して行われる反国家的活動が、長い間には、国籍喪失事由としてはまったく消え去ってしまうであろうことを、著者は期待している。この最後に挙げた事由がみられるのはイタリアにおいてのみであつて、それは、ファシストの時代に由来するものである。ドイツも、

かつてこれに相当する規定を持っていた。しかし、このような国籍喪失事由を考えることがもはや今日の諸見解には合わないものであるという点を、われわれは、喜ぶことができる。外国の職務への就任という喪失事由に関して、最後に指摘されるのは、オランダがこの前の大戦中この喪失事由によつて最悪の体験をしたという点である。あまりにも多くのオランダ人が、このことにより、自国の国籍を失つてしまったのであつた。その結果、オランダは、これらの者の犯罪行為および戦争犯罪を刑法上処罰するためには、往々にしてもはや国際的に権限を持つことができなくなつてしまつた。そのため、そうしようとするれば、新たに特別法による規律を行わなければならなかつたのである。まさしくこうした体験があるために、オランダは、このような国籍喪失事由をもはやこの新しい国籍法中には取り入れていないのである。

国籍法は、複雑に絡み合つて一体を成している。国籍法を特徴付けている個々の事柄は、大部分はこまかいものであるが、しかし重要なものである。幸いなことに、著者は、ここでその詳細を多くのこまかな点によつて論じ尽くさなければならぬわけではない。著者がこの小稿で示してきたのは、比較法が国籍法においても興味深いものであり、そしてとくにインスピレーションを与えるものであるということであつた。望むらくは、将来、われわれの国籍法がまさしくこのような比較法的視野を通して改正され、そしてまたおそらくは相互に幾分かの調整が実現されんことを！

(完)